

令和3年和歌山地方最低賃金審議会
第1回和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会

議事録

| | | | |
|------------|---------------------------------------|------------------------|----------------------|
| 開催日時 場所 | 令和3年10月7日(木) 和歌山労働局3階会議室 | 午後1時27分から 午後2時20分まで | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員 | 出席3名 出席2名 出席3名 | 定数3名 定数3名 定数3名 |

事務局(嶋本)

ただ今から、和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の第1回専門部会を開会いたします。今年度初めての専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

お手元の会議次第に従いまして進行してまいります。

まず、本日の会議の出席状況と成立状況の御報告です。本日は、公益委員が3名、労働者側委員が2名、使用者側委員3名が出席いただいております。最低賃金審議会令第6条第6項において準用する第5条第2項の規定に基づく定足数、公労使各側の3分の1以上又は全体の3分の2以上という定足数を満たしており、本会議が成立していることを報告いたします。

また、審議に当たりまして、関係労使からの意見陳述に係る公示および傍聴希望に係る公示を行いました。意見陳述、傍聴希望ともに申出がなかったことを報告いたします。

続きまして、各委員と事務局の紹介をさせていただきます。お手元の資料1を御覧になっていただけますでしょうか。

各委員、事務局を紹介

続きまして、本日は百貨店，総合スーパーの専門部会第1回目となりますので、労働基準部長の片野から挨拶申し上げます。

○事務局(片野)

労働基準部長の片野でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から労働行政に御理解と御協力を賜りまして、まずは感謝申し上げます。

すでに御承知のとおり、地域別最低賃金の和歌山県最低賃金については労使の皆様にも多大な御協力をいただき、10月1日から28円アップして859円となっております。

こうした状況を受けて、本日から百貨店、総合スーパー最低賃金について、皆様の御協力を得て、御審議いただくこととなります。

特定最低賃金は地域別最低賃金とは若干、性質が異なるものであり、労使各側の皆様には十分なイニシアチブを発揮していただきまして、審議を尽くした上で、できましたら昨年度と同様に全会一致で結審していただき、年内の発効ができれば、大変ありがたいと思っています。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中ではありますが、日程調整をはじめ、円滑な審議会の運営に御配慮、御協力いただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（嶋本）

それでは、議題に入る前に、お配りしております資料の説明をさせていただきます。

令和3年度版最低賃金決定要覧ですが、本審委員の方にはすでにお渡ししておりますので、専門部会の方のみ委員の方には本日、机上にお配りしております。

資料1は、先ほど御覧いただいた専門部会委員の名簿です。

資料2は、専門部会運営規程で、これはのちほど説明させていただきます。

資料3は、最低賃金審議会令の抜粋で、会議の成立の定足数などに関する箇所につきましてはアンダーラインを引いておりますので、御参照ください。

資料4は、答申の日と効力発生日の一覧表です。

最低賃金法第11条では答申後、15日間の異議申出期間をおくこととされており、また改正決定の官報公示から30日経過後に、その効力を生ずるとされております。

事務手続きに必要な期間も含めて、答申日と発効日の関連を示した一覧表となっておりますので、参考にしてください。

次に資料5は、最低賃金の金額と発効年月日の推移です。

左から地域別、鉄鋼業、百貨店、総合スーパーという並びですが、特定最低賃金の過去の発効年月日を見ていただきますと、12月30日というのがほとんどです。10月中に比較的早く答申をいただき、もう少し早く発効ができる場合でも、発効日を12月30日に日を揃えていた経緯があります。

このように官報公示から 30 日経過後であれば、任意の効力発効日を指定することもできまして、「指定日発効」と呼んでおります。

一方で、答申日が遅れて、発効日が 12 月 30 日より遅くなる場合は、最短の日、つまり 30 日経過直後を発効日として処理をしております。

例年は、10 月中に専門部会を 3 回～ 4 回開いて結審していただいております。本日 1 回目のあと 2～3 回程度ということで、この後の議題において、その専門部会の日程を御検討いただきます。

できるだけ全会一致に向けて、お互いに御努力をお願いしたいと考えておりますが、予定した日程で全会一致に至らなかった場合、一致に至る目途がある場合は、日程を延長して専門部会で審議を続ける選択肢もございますが、専門部会で審議を尽くしても一致に至らない場合には、専門部会として一旦採決をして結審した後に、本審の場でその結果を審議するという判断もあろうかと思っております。

とはいえ特定最低賃金は全会一致が基本となりますので、全会一致に向けた御努力を重ねてお願い致します。

なお、先日の本審において、専門部会で全会一致の結審をした場合は、これを審議会の決議とする旨の議決をいただいておりますので、併せて御承知おき願います。

次に、資料 6 は百貨店、総合スーパー最低賃金の実態調査の結果報告書です。この報告書は、審議会資料として用いるために、百貨店、総合スーパー最低賃金の適用を受ける事業場について、今年 6 月 1 日現在の労働者の賃金の実態を調査し、結果をまとめたものです。経済センサスの母集団リストから抽出された事業所を対象としていますが、対象事業所数の減少などにより、有効回答が労働者 100 人以上の 5 事業所と昨年度より少なくなっておりますので、御留意ください。

報告書は目次に記載のとおり、1 ページ目は用語の解説を載せております。2 ページ目は 50 円刻みの総括表です。各賃金額階級の労働者数を類型で表示したものとなっております。現在の最低賃金額 851 円は上から 3 番目の賃金額階級となり、この階級に 8 割近くが該当しております。表の下のほうには、月平均賃金額 118,414 円、時間当たり平均賃金額は 986 円、一人当たりの月労働時間 114 時間という結果です。3 ページ目は賃金分布表。これも 50 円刻みで、それぞれの階級ごとの労働者数と割合を表示しております。4 ページ目はパート労働者のみの総括表、これも 50 円刻みです。5 ページ目は 50 円刻みの分布グラフです。6 ページ目は 1 円刻みの総括表、7 ページ目は賃金引上額・率と影響率の関係表で、1 円から 31 円まで引き上げた場合の引上げ率と影響率の表です。860 円のところに大きな人数の固まりが見られま

す。

資料7は、百貨店，総合スーパーの全国最賃の一覧表です。

資料目次には入れておりませんが、今後の審議日程を検討していただくための事務局案と委員の皆様の日程をまとめたものをつけております。

以上、配布資料の説明をして参りましたが、何か御質問はございますか。

質問等なし

○事務局（嶋本）

特にないようでしたら、議事に入らせていただきます。

まず、議題の1点目、部会長と部会長代理の選出でございますが、最賃法第25条第4項で準用する第24条の規定では、公益を代表する委員の中から、委員の選挙により選出することになっています。

当部会では、従来から公益委員の中で互選をさせていただいて選出させていただいておりますので、今回もこの方法により選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし

○事務局（嶋本）

そうしましたら、部会長、部会長代理の選出について、公益委員の皆様方で協議していただいた結果について、岡田委員から発表していただけますでしょうか。

○岡田委員

部会長を私岡田が、部会長代理を足立委員が担当することになりました。

○事務局（嶋本）

それでは、公益委員で御協議をいただきました結果、部会長は岡田委員、部会長代理は足立委員ということで、お願いいたします。

部会長を選出していただきましたので、これ以降の議事の進行は部会長にお願いすることになります。

それでは、岡田部会長よろしく申し上げます。

以後、部会長が議事を進行

岡田部会長

部会長の岡田です。

これ以降の審議は私が司会進行を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議題の(2)専門部会運営規程の確認を行いたいと思います。まず、事務局から運営規程の説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

専門部会の運営規程について、御説明いたします。

資料2を御覧ください。1枚目が運営規程になっておりまして、2枚目に参考というものを付けさせていただいております。

今年度、議事録署名の廃止と、会議のリモート開催に関して規程の改正をさせていただいております。2枚目がその見え消しのものを付けさせていただいておりますので、また参考にさせていただければと思います。

それでは、順番に説明させていただきます。

第1条、規程の目的ということですが、専門部会の議事に関して、最賃法と審議会令を基本として、それを補完するものとして、和歌山地方最低賃金審議会の本審の運営規程と、専門部会の運営規程を定めて運営しているというものです。

第2条、会議の招集でございますが、部会長が必要と認めた時、あるいは局長又は3人以上の委員からの請求があった時に会議を招集するとなっております。

第3条のところですが、第1項、第2項のところに、リモート開催にかかる規程を追加しております。すなわち、会議の成立に掛る定足数、それと採決の際の過半数の数にリモート出席者をカウントする旨の規程となっておりますので、御了解願います。ただ、現実的には、機器の関係等から、具体的な運用についてもう少し詰めていく必要がございますので、リモート開催については当面のところは、規程上のということでお考えいただければと思います。

従来の第3条の規定は第3項以下となっております。委員が出席できない場合等は、適当な方法で部会長に通知するとなっておりますが実務上は事務局への連絡をお願いします。

第4条、会議における発言でございますが、部会長は議長として議事を整理する。また、発言しようとするときは部会長の許可をうけるものとする。ということでありませう。

第5条、会議の公開ということですが、原則公開で、率直な意見交換等が損なわれるおそれがある場合には、非公開とすることができる。となっております。

第5条第2項の方は、部会長は、秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる、となっております。

第6条、議事録および議事要旨でございますが、ここも本審と同様に議事要旨を作成する。ここも若干改正されておりました、従来議事録に署名をするという規定となっておりますが、政府方針で押印廃止の流れとなっていることを踏まえまして、議事録の署名に係る部分、これについても削除をさせていただいております。ただし、議事録を作りっぱなしというわけにもいきませんので、議事録作成に当たりましては、引き続き各側委員の代表の方に御確認をしていただく運用にしたいと考えております。

会議が非公開の場合に作成する議事要旨につきましても同様に、各側委員の確認をお願いしたいと思います。

第7条、報告ですが、部会長は議決について、本審会長に報告するものとする。となっております。

第8条以下は雑則等です。

以上、運営規程の概要について御説明させていただきました。この運営規程の第5条「会議の公開」に関連いたしまして、会議及び議事録は、原則公開となっておりますが、率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるということで、金額審議に関する部分は非公開としていただいております、これまでも傍聴者があれば御退席していただく運用をしておりまして、本審でもそのような形で運営しております。

本年度の本専門部会につきましても同じように、会議全体は原則公開として傍聴者の募集を行い、金額審議に関する部分のみ非公開として、傍聴者にその時点で退席していただくことを提案させていただきます。

○岡田部会長

ただ今、事務局から説明のありました運営規程の内容につきまして、何か御質問、御意見ございますか。

<意見なし>

○岡田部会長

特に意見はないようですので、専門部会運営規程が承認されたものとしま

す。

今後の運営については、最低賃金法、最低賃金審議会令及び本運営規程により運営していくこといたします。

今、事務局から提案いただいた公開非公開の件ですが、運営規程に関連するところでは、運営規程第5条に規定されている専門部会の公開について、事務局から原則公開として、金額審議に関連する部分のみ非公開とするとの提案がありましたが、この件につきまして何か御質問、御意見はございますか。

<意見等なし>

○岡田部会長

地賃の専門部会も同じような流れということですので、異議がなければ昨年同様、金額審議部分を非公開とすることとします。

次に三番目の議題です。会議次第の(3)議事録確認委員の指名を行います。

今年度から、議事録への署名は廃止されましたが、各側委員で議事録の確認を行いたいと思います。

公益側は、私、岡田が担当したいと思います。労・使それぞれ1名、推薦していただけますでしょうか。

労働者側はいかがでしょうか。

澤井委員を推薦

次に、使用者側どうですか。

児玉委員を推薦

それでは、議事録確認委員は部会長のほかに、労働者側は澤井委員、使用者側は児玉委員にお願いしたいと思います。

会議を非公開にした場合に作成する議事要旨の確認についても、同様をお願いいたします。

続きまして4番目の議題ですけれども、今後の審議の進め方について検討し

たいと思います。

まず、意見聴取についてですが、会議の冒頭に事務局から報告のあったとおり、意見聴取の公示に対して意見陳述の希望はなかったということでしたけれども、これとは別に労・使で外部からの関係者の意見陳述の希望等はいかがでしょうか。

例年はなしですが、今年もなしでよろしいですか。

労使とも予定なし

○岡田部会長

和歌山県の百貨店、総合スーパーの関係労使の方々が専門部会の委員に就任されておりますので、別途、意見聴取は実施しないということで進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

異議なし

○岡田部会長

では、意見聴取は実施予定なしということで、次に日程について審議をいたします。事務局から今後の審議日程について提案をお願いします。

○事務局（嶋本）

お手元に先ほども御説明させていただきました、事務局案のA4のペーパーと皆さんの予定を集約させていただいたものを入れております。

まず、先ほど申しましたように、効力発生日に留意をしていただけたらと思います。例年どおり12月末までに発効するのであれば、10月29日金曜日までに答申をいただく必要がございます。

日程の提案につきましては、なかなか全員の予定が合う日時が少なくなっておりまして、できるだけ欠席者が少ない日時、部会長が出席できるかどうか、などを考えて事務局案とさせていただいております。

また、今のところ原則として土日祝日は外しております。

もちろん事務局としては、回数や期日を制約するものではございませんので、事務局案を参考に御検討いただきたいと思います。

各委員の予定を確認し、審議日程を検討

岡田部会長

審議日程に関しまして、事務局の提案ですね、第2回から一応、第5回までと予定して、今後の日程を検討したいと思います。

<日程の調整>

では事務局の提案どおり、第2回が10月11日(月)午前10時から、第3回は10月21日(木)午後4時から、第4回目が10月25日(月)午後2時から、第5回目を10月28日(木)午前10時からということで。

まあ第5回まで行かなくてもいいようにしたいと思うんですけど、よろしくお願いいたします。

本日欠席の長野委員には事務局から御連絡をよろしくお願いいたします。他に、審議の進め方について、御意見等はございますでしょうか。

<意見なし>

○岡田部会長

大丈夫でしょうか。では特にないようですので、次の議題に移ります。

5番目の議題です。産別最賃を取り巻く状況、金額審議にあたっての基本的な見解等について、まず今回は第1回ということですので、お互いの意見を知るところで、お互いに共有することを目的に意見交換を行っていききたいというふうに思います。

その際に、事務局から提出のありました賃金実態調査結果等の資料を参考にさせていただきまして、意見交換をしていききたいと思いますが、もう始めても大丈夫でしょうか。事前の打合せとか。

<労使とも打合せの必要なし>

○岡田部会長

では、労働者側の方からお願いします。

○澤井委員

現状としましては、金額でいいますと埋没しているという現状ではあると思うんですが、ただ過去からの経緯ではありますけれども、流通産業の地位の向上と魅力ある産業の向上ということにとっては、百貨店、総合スーパーの特定最賃は非常に必要なものであると我々は考えておりますので、審議について今年もお願いしたいと考えておりますし、あと、今年が地域最賃は想

定より高く解決したということがイレギュラーでございますが、ただ、そういう環境でありながらも経営側の皆さんとも努力をしながら進めていきたいと思っています。

状況だけでいいんですか。どこまで。

○岡田部会長

とりあえず御意見を。

○澤井委員

分かりました。という形で考えておりますので、是非ですね、例年から継続的な議論をお願いできればと思っております。

あと、本審とかの資料で出していただいたハローワークさんの資料とかの採用時給を見ても、地賃が上がると厳しいという議論がありましたが、採用する多くの企業は地域最賃を上回った時給で採用をされているという現状もございますので、それも加味した金額審議にさせていただきたいということをお願いできればと思います。

○貴彦委員

毎年この場に来させていただいておりますが、流通業界というところを魅力ある産業にというのがひとつと、和歌山の置かれている立場、大阪との差というのも埋まってこない、逆に開いていく状態が続いておりますし、バイパスもできましたのですぐに大阪まで行ってしまうということで、百貨店と百貨店じゃない小売、じゃあ業務が何が違うのかという議論も以前ありましたけれども、逆に言うと和歌山のお店で働いている方と大阪の店で働いている方、業務の内容が何が違うのかというところもありますので、この和歌山の百貨店、総合スーパー、ちょっと限られた範囲にはなってしまいますけれども、議論を尽くした上で、産業の地位向上というようなところにもっていければなあというように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○岡田部会長

ありがとうございます。では、使用者側から。

○児玉委員

では、児玉の方から。私の方は、本審でもあるし地方最低賃金の方にも参画させていただいた、そのことも含めて今の基本的な考え方を申し上げたい

と思います。

地方最低賃金の方は、残念ながら使用者側が全員反対ということで全会一致は見なかった訳です。この専門部会においては、そうならないように昨年同様の全会一致を目指して真摯に議論していきたいことをまず申し上げます。

今、労側からあった魅力ある産業については、我々もそういうふうな基本的な考え方を持っております。

話に出なかったんですが、新型コロナウイルスの影響ということが昨年から今年に引き続き、大きな影響が出ているということが大変懸念する。さらに今後、政府の方でも言われているように第6波が来るであろうということを想定しながら、いろんな対応をする必要があるというのが今の日本の全体の危惧するところだと思います。そのことが、我々の産業にもどのような影響を及ぼしてきたのか、及ぼそうとしているのか、そのことを見通すことは大変な訳ですけども、そのことを念頭に置きながら議論出来たらいいなというふうに思っているところです。

まあ、その話をすると2極化している経済の状況の中で、同じ業界の中でも好・不調というのがあると思います。最低賃金の議論というのは、平均的な議論ではなくてやはり低い、悪いところの状況の中で議論をすべきだろうというふうな認識をしているところでもあります。

ということで、いろんなデータみたいなことがあるかと思うんですけど、その辺をしっかり見ながらやっていきたい。

翻って地方最低賃金の中央の目安委員会が28円、全国一律ということがあってですね、結果として全国は47都道府県全て28円以上の地方最低賃金となっていると思うんですが、その時にも申しましたが、どういった根拠で28円というのが示されたのかということについてのきちんとした説明が無かったのではないかという厳しい見方を、使用者側が、我々だけでなく全国各地の使用者の見解がございます。結果として、地方の最低賃金審議会の3県だけが全会一致をみて、その他の和歌山県を含むところは一致しなかったという今回の厳しい状況がありますので、そのことをどうこの中で生かしていくのか、生かされるのか、そのことも併せて議論していけたらと思いますので、繰り返しになりますけれども、そういったデータ、根拠になるようなことをもう一回改めて議論出来たらありがたいなと思っています。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。では、内町委員。

○内町委員

はい。例年申し上げているとおりなんですけども、私としても流通小売業の魅力アップというところは、まあ当然やっていきたいというところは考えているんですが、やはり、資料7を見ましても各種小売業とか百貨店、総合スーパー、発効日が令和2年以外のところっていうのは、すべて特定最賃の申請をしないとか据え置きのところですよ。こう見てくると、必要性というところがどんどん薄れてきているのかなという感じがします。

私がこの委員をはじめた当初に限っていいますと、15の事業所が特定最賃の適用事業所だったのが、今年に関して言えば6になってますので、それほど減ってきている。百貨店にしましても今はもう近鉄だけですし、ニーズというところも減ってきている中、この場があるので賃上げはしていきたいと思うんですけど、ニーズというのが薄れてるというところを御理解いただいた上で議論を進めていきたいなと。

さっき澤井委員からあったとおり、ハローワークの求人とか見たら、最賃以上のところで募集はされてますけども、企業として最低賃金があった上で、仕事の内容であったりとか働く時間帯とか、そういうところでの加給をした上での募集を考えていってますので、一概に最低賃金を上げていくというのではなくて、企業努力としていろんな必要性、ニーズに応じた形の賃上げというのを個別な企業でやっていきたいと考えています。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。山口委員はいかがですか。

○山口委員

はい、私も同様の考えではあります。確かに魅力ある産業にということで、最低賃金を引き上げ、改定していくことに関してはできる限り私も考えております。

ただまあ御承知のとおり、コロナという大きな外的要因が凄く、会社側としては非常にダメージを受けております。当然、企業によっては撤退、倒産等、毎月あり、雇用の継続が成り立たない企業もございます。そういった中で各社ともに雇用調整助成金ですね、これを最大限に活用しよう。そうすることによって従業員の雇用を維持していく。現状としては、今働いている労働者の雇用を維持することが精一杯の状況なのかなと。

そういった中で、全社の中でも金額を見直していくということと、世の中の景気の状態、会社の状況等を総合的に踏まえた上で、お互いに納得のいける結論を出していきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いしま

す。

○岡田部会長

ありがとうございます。公益はないですか、大丈夫ですか。

<意見なし>

○岡田部会長

そうしましたら、お互いに意見を言っていたので、お互いの意見に対する考えというのもあるかなあというふうに思いますので、お互い聞いていていただいて考えたことというか、意見があれば、さらにいかがでしょうか。

○澤井委員

今、山口委員の方から言われました、コロナで企業がダメージを受けているとか、業種によってはそうかもしれませんけども、実際ですね、その中でも食料品とか一部部門では業績は顕著に推移しているということもございますので、雇用調整助成金についても活用できるところは活用するなどして、雇用を守るということはあるんですが、我々労働者の賃金で考えると、地域最賃もそうですし、特定最賃も組合がないところの賃上げの代替えとして補完するという意味合いもありますので、ここの部分の必要性というのは、企業の状態もありますが、現状からの特定最賃の必要性については加味していただきたいということをお願いしたいと思います。

○岡田部会長

今、食料品はわりと好調に推移しているという御意見だったんですけど、むしろそうすると百貨店、総合スーパーはまさに総合的な業態ということになるので、一般のスーパーなどに比べると食料品の割合が必然的に少なくなってくるというふうに思うんですけど、今の澤井委員の意見に関してはどう、お考えはありますか。

○内町委員

食料品という面では好調ではあるんですが、百貨店、総合スーパーの最賃が適用される場所ではないところは好調ではあるんですけど、適用されるほうは衣料品であったり住居関連用品というところは落ちておりますので、むしろそっちは苦しい状況ですね。企業全体としてはまだいいんですけどね。

○岡田部会長

お配り頂いた、この実態調査5ページの棒グラフがあるんですが、これ、表を可視化していただいたものなんですが、ざっと読むと基本的には令和2年よりも令和3年の方が賃金が下がっているというふうにも読めなくもないですが、そういうふう読んでいいんですか。それとも青い棒グラフ、令和2年のグラフは、もう一個下の方に、700円台のところには山があるということなんですかね。

○事務局（嶋本）

令和2年度については、もう一つ下のところはないと考えていただいてよいかと思います。低位については、すべて反映されていると見ていただければ。

○岡田部会長

なるほど。850円から899円の分布が、令和2年から令和3年では少し、というか大分増えているという、そういうグラフになっているということですよね。

○事務局（嶋本）

そうですね。

○岡田部会長

ですよね。これを見ると、下はパート労働者のみだから、上が一般労働者とパート労働者の計で、両方一緒の傾向なんですけど、このグラフだけ見ると百貨店、総合スーパーでは令和2年から令和3年にかけて若干の賃下げが行われているというふうに見えるんですけども、これは感覚的には当たってますか。

○内町委員

賃下げはしてないんですけどね。

○山口委員

下げてはいないですね。

○岡田部会長

近鉄さんとオークワさんではないけど、もしかしたら、どこだろう。

○貴参委員

これ、でも、令和2年と令和3年と同じ方をピックアップしている訳ではないんですよね。

○事務局（嶋本）

対象事業所は変わっております。

○貴参委員

対象者が変わっていることですね。

○事務局（嶋本）

例えば、対象から外れている事業所さんがあったりとかは考えられます。主観的な判断は控えさせていただきたいと思いますが。

○岡田部会長

いろんな要因が考えられるんだけど、これだけ見ると百貨店、総合スーパーが賃金下がっていて、去年のこの場では、まさにコロナ1年目ということではなかなかステイホームで外にも出られないっていう中、近所の総合スーパーとか、ほんとに歩いていけるところの百貨店とかで買い物することだけが人の楽しみみたいな、そういう風潮だったと思うんですよね。そういう中で、流通業はいろんな業界がある中では割と調子のいいところがあったというのが去年のお話だったかと思うんですけど、今年はちょっとそうすると、去年とはすこし様相が違うということですかね。

食料品は相変わらず、もちろん生活必需品ですので好調だということなんですけど、なかなか百貨店、総合スーパー全体で見ると、少し去年よりは苦しい部分があるということになりますかね。

○山口委員

当社、百貨店の方でしたら、全体のお店の売上げ状況は昨年よりもやや減少しております。

○岡田部会長

なるほど。

○山口委員

食料品部門についても残念ながら、周りは好調と聞いてはおるんですけれども、当店の食品については想定以上に伸び悩んで、なかなかちょっと厳しい状況でもありますね。

○岡田部会長

そういう意味では、百貨店、総合スーパーは少し苦しいというのはあるかもしれないんですけど、全体的にはほかの産業が持ち直してきているというのがあるのかも知れないですね。

去年は流通だけが本当に動いている産業というイメージだったと思うんですけど、この場でもそういう御意見が、まさにエッセンシャルワーカーというところで生活の下支えとか、人の楽しみ、本当に人生、生活そのものを豊かにするという労働者という話も出てたと思うんですけども、今年はちょっとそういう意味では、もちろんそういう面がなくはないと思うんですが、少し、地盤沈下というところと少し言葉が悪いんですけども、他の産業ももちろん落ちてきたというところがあるのかなあという気がしますけど。

どうでしょうか、お互いに御意見いただいて。

○貴冨委員

あと、コロナということで、企業を単体で見えていくと当然業績のいいところ悪いところ出てると思うんですけども、働く側としましても先ほどもあったライフラインであったり、百貨店とか総合スーパーだけがライフラインではないと思うんですが、食料品だったり、いろんな生活必需品を販売する流通というところに働く従業員からすると、このコロナの中、いろんな方と接しながら日々業務をしていただいている、逆に言うと百貨店、総合スーパーもそうなんですけど、どんどんパートナー比率という正社員以外のところの比重が上がってきている中ですね、その方が基幹で働いていただいている、今の企業なり業績が成り立っているということに対して、もっと目を向けていかないといけないんだろうなと。

これからどんどん労働力が減っていくなかですね、ITだったり機械化というのも努力として進めていかないといけないんですけど、最終的には人というところに対してもっとクローズアップして、最低の賃金ですので、当然企業努力でそれ以上のところを、また採用は難しくなってくるということも加味した上でですね、先ほどあった流通業をどうしていくのかということに対しての最低賃金の位置付けだと思いますので、そういうところも考慮しながら金額というところをお互いに擦り合わせできたらなあと思います。

○岡田部会長

ありがとうございます。先ほど澤井委員の方からも流通産業の地位向上というところでは、この百貨店、総合スーパーというのは、とても重要性があるという御意見、今の貴彦委員の御意見も大体同じかなと思いますけど、この点はいかがですか、使用者側はどのようにお考えになりますか。

○児玉委員

重要であるということは冒頭も申しました。今、ライフラインという言葉もありましたけど、エッセンシャルワーカーという議論も去年からありました。そうした時にエッセンシャルワーカーの範囲が大変広いものですから、じゃあ、置き去りにしているエッセンシャルワーカーのところはどうするのという議論は、ここの場ですることではないんですけども、そこはどうするのっていうのが気がかりなところであって、そこに大事さの優劣というのはなかなか難しいわけですけども、大事なことは分かっておりますが、ここどれだけ特別扱いするのかということについては、今回のコロナに対応する医療・福祉はじめ、いろんな方が大変な思いをされて乗り越えようとしようとしておりますので、そのことと最低賃金とは議論しにくいんですけども、そういったことも全体を見たときに、ここだけの議論というのは、ちょっと議論が足りないかなという気がします。

○岡田部会長

内町委員どうですか。

○内町委員

百貨店、総合スーパーだけではなくて、普通の一般的な食品スーパーもエッセンシャルワーカーも頑張ってくれてるんで、ここだけというのではなく、やっていきたいというのと、先ほどあった、和歌山県で百貨、総合スーパーの中で労働組合のないところの賃上げの代わりであるということでしたけど、百貨店、総合スーパーが適用されているところで、組合のないところなんてあるんですかね。

○澤井委員

2事業所が実は漏れてまして、範囲が。

○内町委員

どこですか。

○澤井委員

おそらくですが、ドン・キホーテさんじゃないかなと。2店舗あるので、2事業所というのは。

○内町委員

そこだけになるんですね。

○澤井委員

以外は、大体組合で網羅されているという形ですかね。

○岡田部会長

山口委員、どうですか。

○山口委員

まあ同じような意見です。

○岡田部会長

この場はですね、百貨店、総合スーパーというエッセンシャルワーカーの部分を取って、そこを代表というわけではないかもしれませんが、そこを上げていくことで産業の魅力、地位向上を図っていこうという立場と、そこだけを上げるのはおかしいじゃないかという立場で、毎年、ここで必ず平行線になるのかなあと思うので、コンセンサスを取るのは結構難しい。労使なのでそもそもコンセンサスを取ることはとても難しいところだと思いますが、その部分のコンセンサスをどうこうということよりは、そこも踏まえた上で、最低賃金をどうするかというところは、コンセンサスを作っていければというふうには、思っています。

他は何かございますか。お互いの意見の中で気になったところとか、御意見あるところとか。

○澤井委員

意見とは別ですけど、先ほど言われましたこの実態調査の結果報告ってあると思うんですけど、10月調査ってことは地賃の影響って受けているんでしょうか。地賃の前ですか。

○事務局（嶋本）

調査自体は6月の賃金です。

○澤井委員

6月の時点ですね。

○岡田部会長

地賃改定前ということですね

○事務局（嶋本）

そうです。

○岡田部会長

先ほど雇調金の話が出たんですけど、雇調金は今後どういう見通しになっているんですか。今言える範囲で。

○事務局（片野）

11月までは対象になっていると承知しております。これまでも、大体ひと月、ふた月先ぐらいまでのところは状況を見て対象にしてきているんですが、第5波が過ぎて第6波次第では、もしかするといよいよ終わる可能性はあるかもしれないなとは思っております。確約したところは申し上げられませんし、あくまでも私見としての見込みですけれども、現状確実に言えることは11月ぐらいまでは大丈夫ですということです。

○岡田部会長

それ以降は、感染状況とかワクチンの効果とか薬がどうなのかとか、そのあたりとの兼ね合いですね。分かりました。

他はいかがですか。

<意見なし>

今日のところは、とりあえず頭出しということで、このあたりで大丈夫ですかね。

次回からは、出来れば金額を開示していただければと思っていますので、次回が月曜日の朝ということですので、各側で話し合いをいただいて、今回は金額開示ができると議論が進んでいくのかなあ、というふうに考えていま

す。

金額開示に関して、公益として申し上げないといけないことは、最低賃金法の第15条で特定最低賃金の決定等の条文がありまして、「前条第2項の規定により決定され、」というのが第16条の頭なんですけども、「又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない」ということで、第16条に特定最低賃金は地域別最低賃金を上回るものでなくてはならないというふうに規程をされていますので、基本的には859円を上回る860円からの改正額ということになるということをお伝えはしておきます。

ということで意見交換はこれくらいで大丈夫でしょうか、今日のところはよろしいですか。公益委員もよろしかったですか。

<各側、意見なし>

○岡田部会長

ありがとうございます。

では6番目、その他議題ですけども、何か。事務局はいかがですか。

<特になし>

大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。

では、特にないようですので、本日はこれで終了いたします。

第2回は、10月11日の月曜日、朝の10時から労働局の6階会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

先ほども申しあげましたとおり、金額審議を始めることができればと考えておりますので、各側で協議を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

(了)